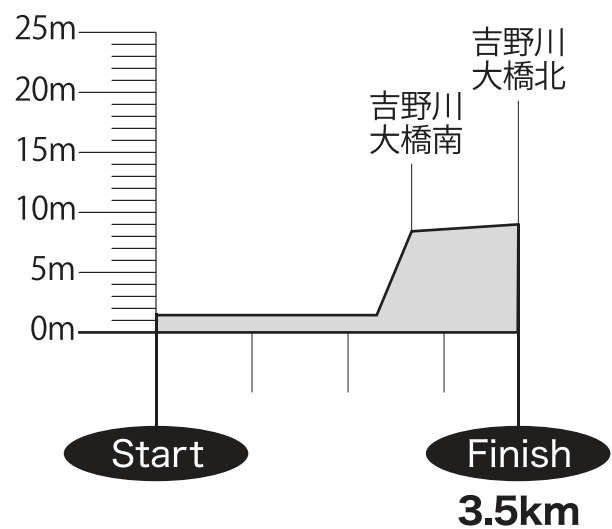


コースマップ

徳島県庁前(国道55号かちどき橋付近)～
吉野川大橋北詰



高低差



お申込みにあたっては、主催者が行う
新型コロナウイルス感染症予防対策
についてあらかじめご確認ください。



▲感染症予防対策の詳細はこちらから



とくしまマラソン2023 車いすロードレース

2023.3.19 SUN

大会に
関する
お問合せ

とくしまマラソン実行委員会事務局
(徳島県商工労働観光部にぎわいづくり課内)
〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
メールアドレス hashiru_ahoo@circus.ocn.ne.jp

TEL 088-621-2150
FAX 088-621-2837
月～金 10:00～17:00(土・日・祝日を除く)

主催

徳島県、徳島市、徳島陸上競技協会、徳島県教育委員会、
徳島市教育委員会、徳島県障がい者スポーツ協会、徳島新聞社

主管

とくしまマラソン実行委員会

詳細はこちら▶

とくしまマラソン
公式ホームページ



募集要項

■種目
オープン・車いす(3.5km)
■日程
2023年3月19日(日) 8:45 開会式(徳島県庁西側スタート地点) 8:50 スタート 9:05 競技終了(競技時間15分)
■定員
10人 ※先着順
■参加資格
①日本国内在住者であること。 ②大会当日、18歳以上(高校生除く)であること。 ③身体障害者手帳を所持する車いす使用者であること。 ④レース仕様車で10kmを40分以内 (または、ハーフマラソンを1時間30分以内)に完走できる競技者であること。

■参加料
無料
■競技規則
World Para Athletics競技規則(大会開催日に適用となる最新版)及び本大会規則による。
■クラス分け
フリークラスとする。
■表彰
男女各1位 参加者全員に参加記念品あり
■募集期間
2022年11月15日(火)20時から 2022年12月14日(水)まで

■申込方法
申込みは、以下のいずれかの方法とする。
①とくしまマラソン公式ホームページの電子エントリーフォームによる申込み ②必要事項を記載した参加申込書の大会事務局へのメールによる申込み
メール: hashiru_ahoo@circus.ocn.ne.jp とくしまマラソン実行委員会事務局 行



■大会開催中の事故等

- ①参加者の事故、紛失、傷病等に関し、主催者に故意又は重大な過失がある場合を除き主催者が加入した保険の範囲内での対応に限る。なお、本大会において加入する保険は、新型コロナウイルス感染症は適用外である。
- ②参加者は、傷病が発生した場合、主催者による応急手当を受けることに同意しなければならない。なお、その方法、経過等について主催者は一切の責任を負わない。
※治療費は参加者の負担とする。(健康保険証を持参のこと)

■雨天時の取扱い

原則として雨天時においても実施する。ただし、やむを得ず中止をする場合は、大会当日午前5時30分より大会ホームページ等にて周知する。

■新型コロナウイルス感染症予防対策

お申込みにあたっては、公式ホームページに掲載している「新型コロナウイルス感染症予防対策」の内容について確認すること。

■個人情報の取扱い

- ①主催者及び大会事務局は、個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律及び関連法令等を厳守する。
また、取得した個人情報は大会の資格審査、チラシ等の印刷物の作成、報道機関からの問い合わせ、広報活動、記録発表、応急処置や医療機関等の連携並びにその他競技運営に必要な用途に限り利用する。
- ②また、大会期間中の肖像権については、主催者に属する。
大会広報及び障がい者スポーツの振興に有益であると認められる場合、大会期間中に撮影された写真、動画等を主催者の判断において使用する場合がある。
- ③その他、新型コロナウイルス感染症対策の目的で、保健所、医療機関等に個人情報を提供する場合がある。

競技規則

本大会は、World Para Athletics競技規則(大会開催日に適用となる最新版)及び本大会規則により実施する。

- 1 本大会は3.5km車いすマラソンを実施する。
- 2 競技者は、スタートラインからフィニッシュラインまで、コース内の決められた走路を走行する。
- 3 競技者は競技役員の許可を得て、かつその監督下にある場合は、コースを離れたことにより走行距離が短くならないことを条件に示されたコースを離れることができる。
- 4 競技者が、走行中に他の競技者の走行を故意に妨害した場合は、失格とする。
- 5 競技者は、ヘルメットを着用しなければならない。
- 6 競技者が走行中に転倒した場合は、競技役員及び競技スタッフ等大会関係者による介助のみ受けられるものとする。
ただし、競技者に有利になるような介助は受けてはならない。
- 7 競技中における車いすのトラブル(パンクシャフトの破損等)は競技者自身が解決するものについてのみ、これを認める。
- 8 やむを得ず、車いすを収容車で運搬する場合には競技役員等の指示に従うこと。
(運搬拒否をしないこと)
- 9 競技者は、走行中に競技役員から競技中止を命ぜられたときは、直ちに競技を中止しなければならない。
- 10 競技者は、競技役員及び競技スタッフの指示に従わなければならない。
- 11 競技者は競技中、下肢のいかなる部分も地面に接触してはならない。
- 12 本大会においてクラス分けは行わない。
- 13 競技者は、飲み物を携帯することができる。フィニッシュ後は、全員に飲み物を用意する。
- 14 車いすについては、次のとおりとする。

- (1) 車いすは最低でも2つの大きな車輪と1つの小さな車輪から成るものとし小さな車輪は、車いすの前方になければならない。
- (2) すべての車いすは、安全の目的から、機能的な(制動制御)ブレーキシステムを備えていなければならない。
- (3) 車いすフレームのいかなる部分も前輪の車軸を超えて前方に突き出ているはならず、また、2つの後輪を結んだ幅より広く突き出てはならない。
- (4) 車いすのいかなる部分も後輪の最後部を結んだ垂直面から後方に突き出てはならない。
- (5) タイヤの直径は、十分に空気を入れた状態で大輪700mm、小輪500mmまでとする。
- (6) 各大輪には、平らで円形のハンドリムをただひとつ付けることができる。片腕で車いすを操作する場合はこの限りではない。
- (7) 車いすを推進するいかなる機械的ギアやレバーの使用はできない。
- (8) 車いすにバックミラー等を取り付けてはならない。
- (9) 身体理由で片手駆動用の車いすの使用は認められる。